

平成 24 年 5 月 31 日

文部科学省初等中等教育局教職員課 御中

公益財団法人私立大学通信教育協会

理事長 高橋 陽一

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）」への意見

大学通信教育は、本協会加盟 64 大学において幼小中高・特支のほとんどの免許状を取得する機会や、免許状の上進や他校種・他教科の免許状取得、免許状更新講習などの機会を保証しています。様々な社会人や多忙な現役教員が高度な質保証システムが機能する大学通信教育で学び続けることは、日本の教員養成に大きな役割を果たしています。しかしながら、今回の「審議のまとめ」の全体の課題は大学通信教育の機能と深く関連するものでありながら、本文では言及されておらず、今回の審議の方向性が大学通信教育で学び続ける機会の制限になるかもしれないという学生・現職教員の不安を打ち消すものとはなっていません。もちろん、大学通信教育を抜きに今後の教員養成と研修は語れませんが、この「審議のまとめ」の課題とする資質能力の総合的な向上方策のためには、養成から研修までのあらゆる段階に大学通信教育の一層の活用が必要なものと考えております。実りある審議がすすみますよう念願して次の事項を意見として提示します。

1 「学び続ける教員像」のための大学通信教育

「審議のまとめ」の教員像の中心の眼目は、「学び続ける教員像」（I. 1.）の確立となっています。教職生活全体を通じて学び続ける「教員の姿は、子どもたちの模範になる」（I. 3.）という表現は、現場にありながら大学通信教育で学ぶ教員の姿そのものであり、大学通信教育の役割が一層積極的に求められるものと理解します。しかしながら、本文では「学び続ける教員像」のシステム保証としての大学通信教育が論述されていないことは不十分であると考えます。

## 2 「多様な人材の登用」のための大学通信教育

「多様な人材の登用」（Ⅲ. 5.）を教育の質保証のなかで実現するためには、多様な専門性と経験を蓄えた社会人への免許状授与のシステムが不可欠です。しかしながら、この課題について特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を述べて、大学通信教育の機能に論述されていないことは、現実の現職社会人教員登用と質保証の観点からも不十分であると考えます。大学通信教育での社会人の免許状取得は特別免許状などの特例よりも教員の資質能力の向上に直結するものですから、積極的に位置づける必要があります。

## 3 社会人・現職教員に開かれた大学通信教育

今回の「審議のまとめ」で「希望すれば誰もが教員免許状を容易に取得できるといった開放制に対する誤った認識を是認するものではない。」（Ⅱ）と厳しく述べています。このことは正論ですが、現実にもそうした誤った認識で教員養成を行っている大学の実在例が確認できないために、「国公私の設置形態を問わず、幅広い大学が参画する」という表現とは逆に、さまざまな疑心暗鬼を生じさせる危惧があります。従来から高度な教員養成を行ってきた大学通信教育が「開放性に対する誤った認識」と無縁なものであることは、学生と教職員にとっては体験的にも常識であり、努力しながら学び続ける社会人や現職教員に対して高度な質保証のなかで機会を提供する大学通信教育のあり方は「開放制」の本来のあり方として位置づけられるべきものです。全文を通じて教職大学院が47回、国立教員養成系が8回と頻出するなか、大学通信教育が一度も言及さえされていないことは、現実の教員養成の実態から乖離しておりますので、公正で慎重な審議が必要です。社会人への開放と資質能力の向上を両立させる観点から大学通信教育を積極的に位置づける必要があります。